

通所リハビリテーション料金表

《要介護1～5》

※負担割合1割の料金です。

		サービス内容及び加算内容についての説明
要介護1	369円	基本利用料(1回につき)
要介護2	398円	
要介護3	429円	
要介護4	458円	
要介護5	491円	
送迎減算	-47円	送迎を行わない場合、片道につき所定の金額を減算します。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	介護職員のうち、介護福祉士が50%以上の場合(1日につき)
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員の処遇改善を図るため、所定利用料金の5.3%を加算されます。
短期集中リハビリテーション加算	110円	退院(所)日、または認定日から3ヶ月以内の方(1日につき)
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)	240円	退院(所)日、または通所開始日から3ヶ月以内の認知症を有する方で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる方に対し加算されます。(1日につき)
退院時共同指導加算	600円	理学療法士等が退院前会議に参加し、入院先の理学療法士等と共同指導した場合に加算されます。(初回利用時に1回)
若年性認知症受入加算	60円	若年性認知症を有する方に対し、サービスを提供した場合。(1日につき)

《要支援1・2》

		サービス内容及び加算内容についての説明
要支援1	2,268円	基本利用料(月1回)
要支援2	4,228円	
利用開始12ヶ月超減算		利用開始から12ヶ月超えた場合、月額利用料から所定の金額を減算します。(月1回)
要支援1	-120円	
要支援2	-240円	
一体的サービス提供加算	480円	栄養改善又は口腔機能向上サービスを1月に2回以上行った場合に加算されます。(月1回)
サービス提供体制強化加算Ⅱ		介護職員のうち、介護福祉士が50%以上の場合(月1回)
要支援1	72円	
要支援2	144円	
介護職員処遇改善加算Ⅳ		介護職員の処遇改善を図るため、所定利用料金の5.4%を加算されます。
退院時共同指導加算	600円	理学療法士等が退院前会議に参加し、入院先の理学療法士等と共同指導した場合に加算されます。(初回利用時に1回)
若年性認知症受入加算	240円	若年性認知症を有する方に対し、サービスを提供した場合。(月1回)

【その他費用】

*紙パンツ・・・100円

*ネット包帯(中)・・・20円

*尿取りパッド・・・50円

*ネット包帯(大)・・・30円

*ガーゼ(S)・・・20円

*複写物・・・1枚につき20円

*ガーゼ(M)・・・30円